株式交換に関する事後開示書類
（会社法第 791 条第１項第２号、第 801 条第３項第３号及び会社法施行規則第 190 条に規定する書面）

令和２年１月１日

株式会社アイフリークモバイル
リアルタイムメディア株式会社
リアリゼーション株式会社

令和２年１月１日

株式交換に係る事後開示事項

東京都新宿区新宿二丁目１番 11 号
株式会社アイフリークモバイル
代表取締役社長　　上原　彩美

東京都渋谷区神宮前三丁目７番５号
リアルタイムメディア株式会社
代表取締役社長　　吉川　雅之

東京都港区南青山一丁目 10 番３号
リアリゼーション株式会社
代表取締役社長　　森川　喜木

株式会社アイフリークモバイル（以下、「当社」）は、令和２年１月１日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社、リアルタイムメディア株式会社（以下、「リアルタイムメディア」）及びリアリゼーション株式会社（以下、「リアリゼーション」）を株式交換完全子会社とする株式交換(以下、「本株式交換」)を実施いたしました。
会社法第 791 条第１項第２号、同第 801 条第３項第３号及び会社法施行規則第 190 条に定める開示事項は、下記のとおりです。

記

１．本株式交換が効力を生じた日（会社法施行規則第 190 条第１号）
令和２年１月１日

２．株式交換完全子会社における会社法第 784 条の２、第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 190 条第２号）
（１）会社法第 784 条の２（本株式交換の差止請求）の規定による請求に係る手続の経過
本株式交換の差止請求を行った株主はおりませんでした。
（２）会社法第 785 条（反対株主による株式買取請求）の規定による手続の経過
株式の買取請求を行った株主はおりませんでした。
（３）会社法第 787 条（新株予約権買取請求）及び会社法第 789 条（債権者異議）の規定による手続の経過
該当事項はありません。

３．株式交換完全親会社における会社法第 796 条の２、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 190 条第３号）

（１）会社法第 796 条の２（本株式交換の差止請求）の規定による請求に係る手続の経過
本株式交換の差止請求を行った株主はおりませんでした。

（２）会社法第 797 条（反対株主による株式買取請求）の規定による手続の経過
株式の買取請求を行った株主はおりませんでした。

（３）会社法第 799 条（債権者異議）の規定による手続の経過
該当事項はありません。

４．株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数（会社法施行規則第 190 条第４号）

本株式交換により、当社に移転したリアルタイムメディアの株式の数は 200 株、リアリゼーションの株式の数は 1,000 株です。

５．その他株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第 190 条第５号）

（１）当社は、会社法第 796 条第２項本文の規定により、簡易株式交換の手続きにより株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いました。なお、会社法第 796 条第３項の規定に基づき本株式交換に反対する旨を通知した当社株主はおりませんでした。

（２）リアルタイムメディア及びリアリゼーションは、会社法第 783 条第１項の規定により、令和元年 12 月９日開催の臨時株主総会の決議によって、両社ともに本株式交換契約の承認を得ております。

（３）当社は、本株式交換が効力を生ずる時点の直前時のリアルタイムメディア及びリアリゼーションの株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有するリアルタイムメディアの株式１株に対して当社の株式 2,831.54 株、リアリゼーションの株式１株に対して当社の株式 538.67 株の割合をもって当社の株式を割当交付いたしました。
なお、当社がリアルタイムメディアに交付した株式の総数は 566,308 株、リアリゼーションに交付した株式の総数は 538,670 株です。

（４）本株式交換により増加する当社の資本金及び準備金は以下のとおりです。

①資本金　　計 108,840,333 円
(ア)リアルタイムメディアとの本株式交換による増加額
55,781,338 円
(イ)リアリゼーションとの本株式交換による増加額
53,058,995 円

②資本準備金　　計 108,840,333 円
(ア)リアルタイムメディアとの本株式交換による増加額
55,781,338 円

(イ)リアリゼーションとの本株式交換による増加額

53,058,995円

③利益準備金　　0円

以上